

「平成 30 年度 第 3 回 人と動物との共生推進よこはま協議会」会議録

| | |
|------|---|
| 日 時 | 平成 31 年 3 月 12 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで |
| 開催場所 | 関内駅前第二ビル 保健所会議室 |
| 出席者 | ○ 矢吹紀子、朴善子、山田佐代子、◎ 井上亮一、吉池正喜、大矢秀臣、植竹勝治、佐藤雪太、太田信也、田代さとみ、富高恵子、佐藤久美子、兵藤哲夫 (順不同) ◎ : 会長、○ : 副会長 |
| 欠席者 | なし |
| 開催形態 | 一部非公開 (傍聴者 0 名) |
| 議 題 | 1 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画 (案) について 2 平成 31 年度横浜市動物適正飼育推進員研修計画 (案) について 3 動物愛護センターの活用について (非公開) |
| 決定事項 | 1 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画については、委員の意見を踏まえた上で完成させること。 2 横浜市動物適正飼育推進員の平成 31 年度の研修を案に沿って実施すること。 3 動物愛護センターの活用について、検討案を委員の意見を踏まえて整理し、次回以降必要に応じて検討を進める。 |
| 資 料 | 1 次第 2 資料 1 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画 (案) 3 資料 2 平成 31 年度横浜市動物適正飼育推進員研修計画について 4 資料 3 動物愛護センター施設の活用について (非公開) 5 資料 4 横浜市動物愛護センター「犬、猫等の譲渡実施要綱」の一部改正について |
| 議 事 | 開会 井上会長 これより「平成 30 年度第 3 回人と動物との共生推進よこはま協議会」を始めます。 事務局 本日の出席委員は 13 名で委員数 13 名の過半数に達しており、協議会運営要綱第 6 条第 2 項の規定により会議が成立していることを報告します。 |
| | 1 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画 (案) について 事務局 資料 1 に沿って説明。 「災害時のペット対策」啓発用リーフレットについて説明。 (質疑) 井上会長 ご質問、ご意見等何かありますか。 大矢委員 年号が年度途中で変更となりますが、表記はどうなりますか。 事務局 来年度は、平成 31 年度の表記を使用します。 大矢委員 計画案の 6 ページ、狂犬病事業についてですが、犬の登録等と書かれていますが、これは、登録と狂犬病予防注射のことを指していますか。そうであれば、その 2 つを明記したほうが良いと思います。 事務局 検討します。 大矢委員 災害時のペット対策の冊子の中で、特定動物の場合について書かれていますが、特定動物は法律で、飼養や施設についての基準が定められており、安易に |

| | |
|------|---|
| | 知人に預けるなどの表記については、不適切と思います。法に違反しない書き方にするべきと思います。 |
| 井上会長 | 事務局には検討していただくということでお願いします。 |
| 兵藤委員 | 災害時には、震度5強で地域防災拠点が開設されることとなりますが、同行避難で連れて行った動物については、その後どのくらいの期間で、次の仮設住宅に移動するなど、市の計画ではどうなっていますか。 |
| 事務局 | 仮設住宅まで動物を連れていけるかどうかについては、調整をしている段階です。仮設住宅設置の期間などの目安については決まっています。 |
| 兵藤委員 | 原則として仮設住宅ができるまでは、地域防災拠点にいることとなりますか。地域防災拠点の次に行くところはどこか、説明することがあるので知りたいです。 |
| 事務局 | 人の避難場所については、確認の上、お伝えさせていただきます。 |
| 兵藤委員 | 犬、猫の苦情が減らない理由は为什么呢。 |
| 事務局 | 依然として多く寄せられていますという書き方をしていますが、苦情は減ってきていると思います。 |
| 兵藤委員 | 横ばいのようにみえます。 |
| 事務局 | 10年前から見ると、猫の糞尿や、犬についての苦情数は半減しています。飼育相談も含めて集計しており、件数としては減っていないように見えるかもしれませんが、内容は変化していると考えます。 |
| 兵藤委員 | 犬の糞尿の苦情については、何か対策をとっていますか。 |
| 事務局 | マナーの問題ですので、飼い主に向けての啓発に力を入れています。 |
| 兵藤委員 | 報道で見ましたが、道路にされた糞を取るのではなく、チョークで印をつけるという取組について効果があると聞きました。犬の糞を丸で囲んで、日付と時間を書くというやり方を、電話での相談時に情報提供してあげるといいのではと思います。好意的に拾ってあげるのではだめなんだと思いました。猫の糞尿は放し飼いが原因ですか。うちの敷地に来て糞をするという苦情ですね。 |
| 事務局 | 猫の糞尿の苦情は、外で飼う猫についてのものです。 |
| 兵藤委員 | これについての対策はどうなりますか。 |
| 事務局 | 屋内飼育を推奨していくというところに力を入れていくのがまず一つと思います。 |
| 兵藤委員 | 野良猫をなるべく減らして、家の中で飼うというのは見通しとしてはどのくらいの期間となりますか。 |
| 事務局 | 数字的な計画は立てておりません。複数の長期的な取り組みが必要と考えます。 |
| 兵藤委員 | 動愛法に沿って、屋内飼育の推奨ということを進めてください。 |
| 事務局 | 苦情の件数についてですが、平成20年は犬で約4千件(4,058件)、平成29年が約2千件(1,854件)、まだ2千件近くもあると言われるかもしれませんが、半分になっています。猫の収容もピークの昭和63年頃に比べたら、10分の1ほどになっています。外にいる猫も減っています。 |
| 兵藤委員 | 外で死んでいる猫が横浜市だけでも5千頭ほどいます。引取の猫以外でも、外で多くの猫が死んでいて、回収されているということも念頭に入れておいてください。飢餓や感染症等によるものも含まれます。 |
| 井上会長 | 他にご意見等ありませんか。 |

| | |
|---------|--|
| 山田委員 | 犬の放し飼いの苦情の件数が増えています。これは、同一の方が何回も苦情を言っているということでしょうか。 |
| 事務局 | 区から報告を受けた数の集計であり、各個別の内容までは確認しておりません。 |
| 山田委員 | 犬の放し飼いは今そんなに見ないので、増えているのが疑問です。それから、動物取扱業のことで相談を受けました。犬を動物取扱業の登録をせずに販売している場合に、動物愛護センターは確認や対応をしてくれるのでしょうか。狂犬病予防法の登録についての確認も必要と思います。 |
| 事務局 | 現地の確認や、詳細を聞いて、対応します。 |
| 矢吹副会長 | 犬猫の引取り業務の件で、確認します。傷病動物の受け入れ先の調整は、生活衛生課が行うという話ですが、計画案の表記をわかりやすくしていただくとともに、市民に幅広く周知をお願いします。 |
| 事務局 | 計画案の文言については見直しを検討します。また、周知方法についても検討します。 |
| 佐藤(久)委員 | 5ページの動物愛護行事で、8月に行われている内容、対象者が似ている2つの事業の違いを伺いたいです。 |
| 事務局 | 2番は、小学校低学年向けの教育委員会が開催している広く市内各所で行われるイベントに、動物愛護センターとして参加しています。イベントは、飼い主探しのゲームなどの内容になります。 3番の夏休みの自由研究については、講義形式で小学校高学年を対象に、動物愛護というテーマで、収容された動物についての対応や、現在の動物愛護の情勢などをお話しています。計画では一緒の表現になってしまっているので、明確に記載します。 |
| 兵藤委員 | 9ページの猫返還数についてですが、返還時はどうやって飼い主と判断していますか。 |
| 事務局 | ホームページを見た方が飼い主ですと申し出されれば、性善説にたってお話をしています。 |
| 兵藤委員 | 自然死というのは、センターに収容してから死んでしまった数ということですか。 |
| 事務局 | はい。センターに来る前に亡くなった場合は、死体搬入の数字となります。連絡をいただいた時点では息があったけれど、センター収容までに息を引き取ってしまった場合に死体搬入となります。 |
| 井上会長 | 他にご質問等ございませんか。なければ、委員の意見を踏まえ、計画の検討をお願いします。 |

| | |
|---|---|
| 2 平成 31 年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について | |
| 事務局 （質疑） | 資料 2 に沿って説明。 |
| 井上会長 事務局 | ご説明いただいた来年度の計画について、ご質問等何かありますか。 様々な分野の研修を行いたいと考えます。中でも、地域猫についての研修について要望が多く、他自治体の話を聞きたいとのご要望をいただいているので、可能であれば東京で活動されている自治体の方をお呼びして、年度の初めに一度開催できればと考えています。 |
| 井上会長 事務局 | 今後研修について、まだ追加や、変更、要望など受けることができますか。 次回の協議会でもご検討いただきます。 |
| 井上会長 | 決まったことや、日程などはなるべく早めにお知らせいただきたいと思います。 |
| 事務局 | 災害対策については、各区の活動報告を年度の終わり頃に行うことも検討しています。 |
| 井上会長 | では、ご意見や講師の選定などがあれば、事務局まで各自連絡してください。 |
| 3 動物愛護センターの活用について（非公開） | |
| <p>*会議の取扱いについて</p> <p>本議題は平成 30 年度第 2 回協議会の議題「動物愛護センターの活用について」（非公開）の継続議題となる。「人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱」第 8 条に基づき、議事 3 を非公開とすることを会長が決定・宣告。（委員承諾）</p> | |
| 事務局からの報告 | |
| 報告 1 横浜市動物愛護センター「犬、猫等の譲渡実施要綱」の一部改正について | |
| 事務局 | 資料 4 に沿って説明。 |
| その他 | |
| 井上会長 | 他にご意見等ございますか。 |
| 矢吹副会長 | 動物愛護センターにて市民向けにおこなった猫の飼育についての講習会を受講した市民の方からの意見を受けました。講習会の講師は、猫の保護活動などを通じて猫と深く関わり、知識を十分に持つ方に依頼するのがいいのではないかとという提案です。 |
| 事務局 | 猫の保護活動、飼育経験もあるということを確認して、講師をお願いしました。次年度以降の研修の講師選定については、ご意見を参考にさせていただきます。 |
| 井上会長 | 他にご意見等なければ、協議会を閉会します。 |
| 閉会 | |